

## 鳥取県新規就農支援緊急対策事業費補助金交付要綱

令和2年3月24日付第201900316544号  
鳥取県農林水産部長通知

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県新規就農支援緊急対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、日米貿易協定等の発効により国際競争が激化するとともに、近い将来の団塊世代の大量離農が迫る中、地域に定着する農業従事者を緊急的に確保するため、就職氷河期世代（新規学卒採用が特に厳しかった1993年から2004年頃に学校卒業期を迎えた世代。以下同じ。）の就農支援を進め、地域農業の支え手を緊急的に確保・育成することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）の別記1に基づく別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表第3欄に掲げる事業実施主体に対して、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、次のとおりとする。

#### (1) 就職氷河期世代新規就農促進資金交付事業

ア 公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構が、別表の第4欄の1の交付対象者に対して、国実施要綱の別記1に基づき、当該年度に同表の第5欄の1の交付基準額により交付した第2欄の1に掲げる就職氷河期世代新規就農促進資金の額とする。

イ 事業実施主体は、農業次世代人材投資資金の交付に関して国実施要綱及び本要綱に定める事項のほか必要な事項を定めることができる。

#### (2) 就職氷河期世代新規就農促進資金推進事業

事業実施主体が、別表の第1欄の1の事業を推進するために要する同表第2欄の2に掲げる経費について、同表第5欄の2の交付基準額により算定した額とする。

3 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額から仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除いたものとする。

4 事業実施主体は、就職氷河期世代新規就農促進資金推進事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者（県内に本店、支店、営業所、事務所その他の名称のいかんを問わず事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。）への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行われなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでない場合は、第3条第3項の規定にかかわらず、

仕入控除税額を含む補助対象経費の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第3項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第6欄に掲げるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から10日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月5日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 事業実施主体は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 事業実施主体は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超える場合は、交付決定控除税額。）を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、その返還命令を受けて、当該超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（補助金の返還等）

第8条 事業実施主体は、交付対象者が、国実施要綱の別記1の第5の4の規定により資金を返還する義務が生じた場合は、当該交付対象者に対し、資金の返還を求めるものとする。

2 事業実施主体は、前項の規定により交付対象者から資金が返還された場合は、速やかにその額を県に返還するものとする。

（提出書類について）

第9条 事業実施主体は、事業の円滑な実施を図るため、交付決定前の事業着手が必要な場合は、本事業の実施が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、理由等を記載した新規就農支援緊急対策事業交付決定前着手届（様式第4号）を知事に提出するものとする。

2 前項の規定により交付決定前に事業着手する場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等に対し自ら責任を負うものとする。

（雑 則）

第10条 規則及び本要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水

産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月24日から施行し、令和2年度事業から適用する。

別表

1 補助事業	2 補助対象経費	3 事業実施主体	4 交付対象者	5 交付基準額	6 重要な変更
1 就職氷河期世代新規就農促進資金交付事業	国実施要綱の別記1の第5の1に規定する要件を満たす者に交付する就職氷河期世代新規就農促進資金	公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構	知事が別に定めるところにより就農に有効と認められた研修実施機関で、就農に必要な技術・知識を習得するための研修を受ける者	資金の額は次のとおりとし、交付期間は最長2年間とする。 1人当たり年間最大150万円	本補助金の増額  第1欄に掲げる1の経費から2の経費への流用
2 就職氷河期世代新規就農促進資金推進事業	資金の交付事業を推進するために行う次の業務に要する経費 (1) 資金の交付事業の実施に関する事務 (2) 資金の交付事業の普及活動 (3) 資金の交付事業の交付対象者の指導活動			知事が別に定める額	

様式第1号（第4条、第7条関係）

〇〇年度鳥取県新規就農支援緊急対策事業計画（実績報告）及び収支予算（決算）書

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙のとおり

\*国実施要綱別記1の第8の2及び5に定める就職氷河期世代の新規就農促進事業交付計画（実績報告）（別紙様式第23号）の写しを別紙として添付すること。

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する 経費（又は補助事 業に要した経費） （A+B）	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 （A）	そ の 他 （B）	
	円	円	円	
1 就職氷河期世代新規就農促進資金交付 事業				
2 就職氷河期世代新規就農促進資金推進 事業				
合 計				

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 収支予算（精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 （本年度精算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金 そ の 他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 就職氷河期世代新規就農促進資金交付事業	円	円	円	円	
2 就職氷河期世代新規就農促進資金推進事業					
合 計					

6 他の補助金の活用

※対象者が、本事業に類似する他の補助金・交付金を活用する場合には、その補助金等の名称、その事業内容、当該補助金等に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。（補助事業者が把握している範囲内で可。）

7 消費税の取り扱い （ 一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ）

8 添付書類

- (1) 就職氷河期世代新規就農促進資金交付事業対象者一覧（様式第1号の2）
- (2) 事業を委託して実施する場合は委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る。）

年 月 日

様

職 氏 名



〇〇年度鳥取県新規就農支援緊急対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付（番号）の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県新規就農支援緊急対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されたとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、対象経費の実績額について、鳥取県新規就農支援緊急対策事業費補助金交付要綱（令和2年3月 日付第201900316544号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程等の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林水産省令第18号）、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の規定に従わなければならない。

様式第3号（第7条関係）

〇〇年度仕入控除税額報告書

(番 号)  
年 月 日

鳥取県知事 様

職 氏名

印

年 月 日付 第 号で交付決定のあった 年度鳥取県  
新規就農支援緊急対策事業費補助金について、鳥取県新規就農支援緊急対策事業費補  
助金交付要綱（令和2年3月 日付第201900316544号鳥取県農林水産  
部長通知）第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額（ 年 月 日付 第 号による通知額）  
金 円
- 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えていた  
場合は交付決定控除税額）  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額  
金 円
- 4 補助金返還相当額

（注）内訳資料、その他参考資料を添付すること。



様式第4号（第9条関係）

〇〇年度鳥取県新規就農支援緊急対策事業交付決定前着手届

号  
日  
番  
年  
月

様

印  
職  
氏  
名

別添事業について、鳥取県新規就農支援緊急対策事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手するので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業内容	事業費	うち国費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由
	円	円			